

家裁委員会議事概要

1 日時 平成26年7月3日(木)午後2時から午後4時まで

2 場所 千葉家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員) 安藤裕子, 小川裕二, 重栖聡司, 駒谷孝雄, 佐野正利, 篠塚泉,
篠原朋子, 高梨園子, 吹野美才, 村上典子, 渡邊徳昭

(五十音順, 敬称略)

(オブザーバー)

石田憲一裁判官, 秋山讓首席家庭裁判所調査官, 外岡恵美子家庭裁判所調査官, 今村彰家事首席書記官, 堀井律少年首席書記官, 渡邊直樹事務局長, 早稲田浩総務課長

4 テーマ

子どもとの面会交流について

5 議事

(1) 千葉家庭裁判所長挨拶

委員会の開催に当たり, 安藤千葉家庭裁判所長から挨拶があった。

(2) 交代委員の紹介

前回の委員会から本委員会までの間に交代があった委員(金間章委員, 小川裕二委員, 中岡靖委員)について, 早稲田総務課長から紹介された。

(3) テーマ

ア テーマについて

委員長から, テーマの設定について説明があった。

イ 面会交流の概要について

石田憲一裁判官から, 面会交流の概要について説明があった。

ウ 面会交流における現状等について

外岡恵美子家庭裁判所調査官から, 面会交流における現状及び千葉家庭裁

判所での取組について説明があった。

エ 施設の見学について

外岡恵美子家庭裁判所調査官が、委員を家族面接室、調停室及び調査室に案内し、見学をしてもらった上で、同家庭裁判所調査官から各施設について説明があった。

エ 主な協議（■委員長，●委員，▲オブザーバー）

■ 委員長

本日は、「子どもとの面会交流について」というテーマで、裁判官及び家庭裁判所調査官が説明させていただきました。また、面会交流についての具体的なイメージをもつていただくために、家族面接室、調停室、調査室を見学させていただきました。委員の皆様は、「面会交流」がどんなものかというイメージはつかめたでしょうか。

● 委員

調停委員の立場から裁判所の説明に付言します。離婚の調停などありますと、親権者の指定などとともに、子どもとの面会交流をどのように行うかについても決めていかなければなりません。このときに、親は、親の権利として子どもとの面会の話をしてしまいがちになりますから、本当に子どものための面会交流とは何かを考えること、子どもの気持ちを慮ることに、調停委員は苦勞をしています。

● 委員

本日の説明や見学で、面会交流についてのイメージを持つことはできました。また、面会交流に対する家庭裁判所の関わり方についても、よく分かりました。一方、学校行事の機会を利用した面会交流もあることの説明もありましたが、これには疑問を感じます。面会交流において、学校や教員がどう関わるかというようなことは決まっているのでしょうか。

▲ オブザーバー

学校行事の機会に面会交流を行う場合には、両親がその合意をした上、同居の親が、学校に対し、学校行事の機会に子どもを別居の親に会わせることを申し出るのが一般だと思います。

● 委員

教員は、面会交流についての知識を持ち合わせませんから、教員など学校側にも面会交流について説明される機会があればよいと思います。また、学校側は、一般的には、両親が離婚した子どもの場合、別居親に会わせることは責任が生じますから、個別の面会交流について、裁判所などから説明がないとすれば、学校内での別居親への面会には消極的にならざるを得ません。

● 委員

面会交流について、子どもの対象年齢というものはあるのでしょうか。例えば、学校行事の機会にする面会交流で、子どもが小中学生の場合には、学校関係者の了解が必要だと思いますし、学校も積極的に対応すべきと考えられます。それ以上の年齢の子である場合には、親に会いたいと思えば自分の判断で会うのでしょうから、そういう必要はないと思います。

▲ オブザーバー

家裁の指針のひとつとして、3歳から12歳までの子どもの面会交流には、裁判所が積極的に関与すべきとされていますから、その年齢の子どもの場合、面会交流を決めていく場面で、家庭裁判所調査官が積極的に関与しているところです。

■ 委員長

面会交流が子どもの成長のために重要な制度だということは、御理解いただけたと思いますが、社会における認知がどの程度進んでいるかという点についてのお考えはいかがでしょうか。委員の皆様は、面会交流について、家庭裁判所は、一般向けにもっと広報した方がよいとお考えになりますか。

● 委員

社会全体で子どものケアができるか否かが重要と考えます。両親が離婚した子

どもの場合、ケアの手段のひとつが面会交流ではないでしょうか。どういう面会交流の方法が良いのかだけを考えるのは短絡的で、どんな方法が良いかは子どもの成長によっても変わってきます。子どもの中にはDV被害を受けた子もいるでしょうし、様々なケースが考えられますから、学校行事の機会に面会交流を行うのであれば、学校側に対し、面会交流の知識を付与することも必要と思われる。

● 委員

私も教員でしたから、子どもの指導上、面会交流についてもっと知りたいと思いますし、もっと広報されてよいのではないのでしょうか。

● 委員

以前、知り合いの夫婦が離婚して、子どもの母親が家を出ましたが、父親とその両親は子どもを母親に会わせませんから、母親が子どもの運動会に来て、木の陰から隠れて子どもの姿を見ているのに出会いました。調停を利用することを知っていれば、普通の形で面会ができたのではないのでしょうか。

● 委員

多くの離婚当事者は、面会交流制度など知らないと思います。本日、資料として裁判所のリーフレットの配布を受けましたが、私もリーフレットの存在は知りませんでした。また、離婚する人は、その離婚の成立の時期の後には、面会交流のリーフレットを目にすることもなくなるのではないのでしょうか。

● 委員

裁判所は、市区町村の役所なども利用して、面会交流について、積極的に広報すべきではないのでしょうか。リーフレット等についても備え置き場所を拡大すべきと考えます。

■ 委員長

貴重な御意見をありがとうございます。「面会交流」という制度があって、それのみでも家庭裁判所に申立てができるということは、一般の方には、まだ知られていないという印象だと思しますので、今後の裁判所の広報の在り方につい

て、御意見を参考にさせていただきます。

● 委員

少し視点は変わるかもしれませんが、問題提起をしてもよろしいでしょうか。「子はかすがい」という言葉があります。面会交流の制度を利用して子どもに面会できるというのであれば、当事者が夫婦関係調整よりも離婚に傾いてしまうのではないのでしょうか。当事者の離婚に関する問題の価値判断が終わっているという前提であれば、離婚当事者が手続きのために行くような場所、例えば役所の窓口などを利用して、面会交流の広報をすべきと思います。

● 委員

裁判官の立場からは、面会交流が子どものための制度で、親のためだけの制度ではないこと、親のエゴのためにある制度ではないという理解が深まる方策を進めたいと考えています。

● 委員

もしそうならば、面会交流について、学校で子どもに教えるというのもよいのではないのでしょうか。子ども自身が、自分たちの権利が守られているのだということを知る機会になるのではないのでしょうか。離婚しようとする親に対して、子どもから、親同士が離婚しても自分は権利としてどちらの親とも面会するよと言うことも可能になります。

● 委員

裁判上保護される人権として確立していない面もあり、子どもの権利の側面のみを強調して説明することには、まだ消極的です。

● 委員

本日の資料にある裁判所のパンフレットやリーフレットは分かりやすく、私はよくできているなと思いますから、これを離婚届の用紙を交付する窓口にご置くことにより、用紙の交付の機会に、離婚を考える親に対して、面会交流という子どもの権利もあります。子どものことをよく考えましたかと、問いかけるよう

な使い方もあると思います。

■ 委員長

面会交流は、子どものための権利だとの説明をしていますが、それは、子どもの権利として、子どもの視点から親が真摯に考えるべきものかと考えるのはいかがでしょうか。

● 委員

弁護士の立場からですが、子ども自身に、片方の親と会うか否かを判断させ、表明させるのは、確かに酷な場面があると思います。子どもがいずれかの親とは会いたくないと表明する場合も多いのですが、それは異常な状況と思われれます。その異常な状況に子どもを置くことは、子どもの権利が害されていると考えるべきだと思います。離婚により別居した子どもに会うことが、ひと昔前までは専ら親の権利だと考えられていました。それが、法律上、子どもの権利だと構成されたことには、大きな意味があると考えられます。

■ 委員長

本日は、調査官から「試行的面会交流」についても御説明しました。裁判所でも十分な調査、準備を経て試行的面会交流を行うわけですが、これについて、何か御感想、あるいは、こういうことにも配慮すべきではないかといったような御意見はありますか。

● 委員

試行的面会交流のイメージがつかみにくいかもしれませんから、再度御説明しますが、例えば、長い間面会交流がない親子については、いきなり面会交流をするといっても、困難な場合が多いのですが、試行の場面を設けることによって、実際の面会交流がスムーズになることがあります。

▲ オブザーバー

面会交流がうまくいかない場合や、なぜうまくいかないのか分からない場合に、例えば、父親のことを怖いと思う子どもに対し、試行的面会交流において第

三者が関与して、怖くないからいっしょに遊んでごらんなどと働きかけることで面会できるようになったこともあります。うまくいかなかった場合にも、原因が分かることがあります。そうだとすれば、それを踏まえて新しい提案をすることもできます。原因が分かることにも意味があると考えています。

● 委員

家庭裁判所が試行的面会交流を行う場合は、試行的面会交流の経過を映像等を含めて、調査官が詳細に記録化しています。両親にとっては、この記録が、どうすれば面会交流がうまくいくかを学ぶ材料にもなると思います。

■ 委員長

面会交流をうまく進める方法として、離婚当事者の双方に代理人がいる場合には、その協力を得て、裁判所の内外を問わず、双方代理人が面会交流の試行を行い、回を重ね、裁判所がその報告を受けて面会交流の在り方を探るという方法もあります。このような方法については、どのようにお考えになりますか。

● 委員

民間でそういう方法をサポートするところもありますし、自分が代理人として行ったこともあります。適当な場所がなく、堅苦しい部屋でやらざるを得ない場合もありますが、実際に試行を経て親子の情が戻ったという例もあります。

● 委員

最近の若い父親については、そのような試行の場面でも子どもとうまくやろうと頑張るお父さんが多い傾向にあると思います。試行がうまく推移する場合もあるのですが、一方で、試行的な交流について、試行だからうまくいくのであって、そうでなければうまくいくはずがないなどと発言し、面会交流の合意に消極的な代理人がいることも事実です。

■ 委員長

裁判所で特定の機関を斡旋することはできないのですが、裁判所以外の公的な機関で、面会交流をサポートする機関が増えれば、ありがたいと思うのですが、

いかがでしょうか。

● 委員

家庭裁判所で、そういった民間や公共の機関を紹介することはしているのでしょうか。

■ 委員長

家庭裁判所が特定の機関を紹介することは問題がありますから、難しいと考えています。インターネットなどで検索すれば、面会交流をサポートする団体はいくつか出てきますが、裁判所が紹介するのであれば、一部の団体だけを紹介することは問題がありますから、全部の団体を紹介しなければならないということになってしまいます。

● 委員

面会交流制度を公的な機関だけで広くサポートすることは、難しいと思いますから、民間の団体も使うべきだと思います。しかし、一般論としては、信頼できる民間団体だと公的に認定する制度がないと、利用者は、安心して民間に依頼しにくいのではないのでしょうか。

■ 委員長

最後に、家庭裁判所の面会交流について、さらに御意見などありますでしょうか。

● 委員

本日いただいた家庭裁判所の面会交流のしおりやリーフレットですが、市町村の窓口では、法律相談でなく、身の上相談というのもやっています。これを担当する民生委員や児童委員のような方に配布することも有効活用の方法だと思います。

● 委員

本日見学した中では、裁判所の家族面接室について、こういう良い施設があるのかと、良い意味で驚きを覚えました。施設を公開するなどして周知を図るのも

良いのではないのでしょうか。

● 委員

本日いただいたリーフレットのうち、「家事調停を利用するお父さん・お母さんへ」というのがありますが、「離婚を考えているお父さん・お母さんへ」と改訂すれば、離婚を考えて自分たちのことだけで精一杯の御夫婦に対し、今一度子どものことを考えてほしいと訴え、子どものことを振り返る契機になるのではないかと思います。離婚を踏みとどまってほしいという方向に使ってもらえたらいいなと考えました。

■ 委員長

本日は、貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。面会交流の在り方や広報の仕方の参考にさせていただきます。

▲ オブザーバー

本日は、御説明の機会をいただき、また、貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。裁判官の立場からは、面会交流の制度が、当事者の離婚等の後、事後的に両親が何をどうするかと考えるために利用されるばかりでなく、当事者にとって、予防的に子どものことをよく考える契機になればよいと思っております。